

# 平成 1 6 年度協働支援会議報告書

区民部協働推進担当

平成 17 年 3 月

## 協働支援会議の運営

### 会議の目的

「新宿区協働推進基金」NPO活動資金助成に関すること、協働事業に係る提案・相談等に関するることなど、協働を推進する過程で生じる具体的な問題を協議する場として協働支援会議を設置する。

### 会議の構成員 (6名)

- 1 学識経験者 1名 (協働推進計画策定委員会委員長 久塚純一)
- 2 NPO関係者 2名 (NPO シーズ：プログラムディレクター治田友香 1～4回  
後任：NPO シーズ・事務局次長 鈴木歩 5～6回)  
(NPO事業サポートセンター常務理事 宇都木法男)
- 3 区民 1名 (協働推進計画策定委員会公募委員 小原聖子)
- 4 事業者 1名 (東京ゼロックス社会貢献活動事務局 伊藤清和)
- 5 社会福祉協議会 1名 (福祉活動支援課長 芦沢ひろみ)

### 会議の開催

全体会の開催を年6回予定し、必要に応じて部会を開催する。

### 会議の役割

協働支援会議は、次に挙げる事項について審議し、区長に意見を述べるものとする。

- 1 「新宿区協働推進基金」NPO活動資金助成に関すること
  - (1) 助成金の交付の可否及び助成金の額に対する意見
  - (2) 助成対象事業に対する評価
  - (3) 登録したNPOと区(社会福祉協議会含む)とのネットワークづくりに対する意見
- 2 協働事業に係る提案・相談等に関すること
  - (1) 協働の相手にふさわしいNPOの活動状況・紹介・課題に対する意見
  - (2) 協働事業評価制度に対する意見
  - (3) その他協働を推進する環境づくりに対する意見

## 開催実施状況

- 平成 16 年 5 月 28 日（金） 第 1 回会議（委員の委嘱：支援会議概要：NPO 活動資金助成のあり方の協議）
- 7 月 9 日（金） 第 2 回会議（平成 16 年度 NPO 活動資金助成・登録 NPO とのネットワークづくりの協議）
- 7 月 29 日（木） 第 1 回部会（NPO 活動資金助成の審査方法・登録 NPO とのネットワークづくりについて）
- 9 月 13 日（月） 第 3 回会議（平成 16 年度助成一次審査・書類選考）
- 10 月 15 日（金） 第 4 回会議（平成 16 年度助成二次審査・プレゼンテーションの実施）
- 11 月 26 日（金） 第 5 回会議（事業評価制度・登録 NPO ネットワークづくりに向けての協議）
- 平成 17 年 2 月 1 日（火） 第 6 回会議（平成 17 年度基金助成事業についての協議）

## 会議の概要

### 第 1 回協働支援会議

開催日時：平成 16 年 5 月 28 日午後 1 時 30 分から 4 時 場所：本庁舎大会議室

出席者：区長、コミュニティ担当部長、久塚委員、宇都木委員、治田委員

小原委員、伊藤委員、芦沢委員、事務局

- 1 座長及び代行の選任 座長 久塚委員 代行 宇都木委員に決定
- 2 部会員の選任 宇都木委員、治田委員、伊藤委員に決定
- 3 支援会議の開催について  
支援会議は原則公開とし、助成の審査についても透明性を高めた形で行う。
- 4 NPO 活動資金助成について
  - (1) 助成の審査は支援会議設置要綱で規定している 7 項目の基準により、点数化し評価する。
  - (2) 審査方法については、書類選考とプレゼンテーションを行い評価する。
  - (3) 助成の事業は協働事業と限定せず、登録 NPO の自主的事業に対し助成する。

## 第2回協働支援会議

開催日時：平成16年6月9日午後2時から4時 場所：本庁舎第2委員会室

出席者：久塚委員、宇都木委員、治田委員、小原委員、伊藤委員、芦沢委員、事務局

### 1 今年度（16年度）の募集方法について

#### (1) 助成規模

助成総額は100万円とし、1件あたりの助成限度額は20万円とする。

#### (2) 助成申請期間

平成16年7月20日から8月20日までの1ヶ月間とし、今年は事業初年度であることから、助成と登録の申請受付を同時に行う。登録の申請については、1ヶ月経過後も随時行う。

#### (3) 助成金の交付

支援会議の審議を経て、10月に交付する。

#### (4) 登録・助成の説明会を7月21日（水）に行う。

#### (5) 助成事業の募集分野について

16年度については、区の支出金100万円を財源とすることから、分野などの特定をすることなく募集を行う。区の優先課題や寄附者の意向（分野指定）などを考慮した助成の枠組みについては、17年度の検討課題とする。

### 2 今年度の審査方法について

#### (1) 審査の日程

8月20日 平成16年度助成申請受付締切

24日 事前審査委員依頼

31日 事前審査結果回収

9月中旬 第3回協働支援会議：審査会

#### (2) 審査基準

支援会議設置要綱別表の7つの基準項目により審査する。

具体的な審査方法については、部会を開催し検討する。

#### (3) プレゼンテーションの実施

実施することを決定し、具体的実施方法については、部会で検討。

#### (4) 審査会の公開・非公開

プレゼンテーションは公開、助成団体の選考審査は非公開とする。

### 3 登録NPOとのネットワークづくりについて（部会にて検討する。）

第1回協働支援会議部会

開催日時：平成16年7月29日午後2時から4時 場所：四谷特別出張所

出席者：宇都木委員、治田委員、伊藤委員、事務局

1 平成16年度NPO活動資金助成の審査方法について

(1) 審査の日程

8月20日(金) 助成申請受付締切

9月13日(月) 第三回協働支援会議

書類審査による選考によりプレゼンテーション実施団体を決定

10月中旬 第四回協働支援会議

プレゼンテーションを実施し交付団体を決定

10月下旬 助成金の交付

(2) 審査の方法

審査の公平性、透明性を確保するため書類選考の後、公開プレゼンテーションによる審査を行う。プレゼンテーションの実施については、区広報などにより広く区民等に周知する。

一次審査として、書類審査を行いプレゼンテーション団体を決定する。

二次審査として、プレゼンテーションを実施する。

プレゼンテーション実施後、書類及びプレゼンテーションを総合評価し、審査基準項目の合計点により助成団体を決定する。

(3) 審査基準

提案事業評価

- 1 区民のニーズを把握し、需要があること
- 2 事業計画及びスケジュールが実現可能な方法であること
- 3 事業の継続性や発展性が期待できること
- 4 資金計画に無理がなく、明確であること

団体評価

- 5 自ら資金確保に努めていること
- 6 運営の公開性及び透明性に優れていること

総合評価

- 7 上記各項目に、整合性が図られていること

(4) 審査の手順

8月20日助成申請締め切り後、申請関係書類を添えて各委員に事前の書類審査を依頼する。各委員の申請団体に対する追加資料については、各委員が個別に行えることができるものとする。

各委員は、9月7日までに事前審査(一次審査)を完了し、事務局あて集計表を送付し、第3回支援会議において、プレゼンテーション実施団体を決定する。また、第3回支援会議にて、プレゼンテーション実施団体への質問項目及び、質問者並びに付帯条件などを取りまとめておく。

プレゼンテーション実施団体は、概ね10団体程度とする。

プレゼンテーション(二次審査)の方法は次のとおりとする。

ア プレゼンテーションは公開とする。

イ 1団体の持ち時間を、団体の発表は5分以内、委員の質問は3分以内とする。

交付決定団体及び金額は、書類及びプレゼンテーションを総合評価し、審査基準項目の合計点により、上位のものから決定する。

## 2 区施設(西早稲田ふれあいプラザ)のNPO等との協働事業について

### (1) 施設の概要と利用状況について事務局から説明

### (2) 検討の背景と方向性

地方自治法の改正により、管理を委託する公の施設については、平成18年度までに「指定管理者制度」が導入されることになった。これに併せて「利用料金制度」を導入することとされている。

一方、健康部としては、西早稲田ふれあいプラザを、「ふれあい・いきいきサロン」をはじめとした、ボランティア活動による「地域支えあい活動の場」の拠点としたいと考えている。このためには、より利用しやすい施設としていく必要があり、利用する当事者である地域の方々や利用者団体等の意見・意向を十分に反映させることが望まれるところである。

今後、事業課の依頼を受け、協働支援会議の中間NPOと打ち合わせの機会を設け、アドバイスできるところについては支援して行く。

## 3 登録NPOとのネットワークづくりについて

### (1) ネットワークづくりへのプロセス

NPOとのネットワークづくりを進めるには、  
登録NPOと区・社会福祉協議会とのネットワーク  
登録NPO間のネットワーク  
地域団体等を含めたネットワーク  
など、いくつかのパターンが考えられる。

「懇談会・意見交換会」などの「場」設定しながら情報交換を進め、まず顔の見える関係づくりを進める。その後、どのようなかたちが望ましいのか、「意見交換会」などでNPOの意見を十分聴きながら、共通の課題や一致点を見い出しながら検討を加えていく。

### (2) 今後のネットワーク化へ向けたスケジュール

登録NPOへのアンケート 7月21日「NPO活動資金助成説明会」  
で実施

区幹部職員との懇談会の開催 9月上旬開催予定

意見交換会の開催 10月から11月に数回開催予定

連絡会づくりに向けて

(3) 「ネットワークづくり」についての委員からの主な意見

柔軟な事務局機能・運営のあり方（NPOの持ち回り・コーディネイト役）

場の確保などの環境整備

NPOの設立や運営の「相談会」の開催

ボランティアセンターと支援センターの役割

ネットワークのきっかけづくりを区が担い、継続的な運営はNPOが必要  
と判断すれば立ち上がる。

自治体もっている情報提供のしくみづくり

第3回協働支援会議

開催日時：平成16年9月13日午後2時から4時 場所：本庁舎第4委員会室

出席者：久塚委員、宇都木委員、治田委員、小原委員、伊藤委員、芦沢委員、  
事務局

1 平成16年度助成一次審査集計結果について

一次審査の各委員の合計点は、次のとおり

順位	申請 番号	法人名	事業名	助成申請額	一次得点 (175満点)
1	11	国境なき子どもたち	友情のレポーター記録ビデオ配布及び帰 国報告会の開催	200,000円	123
2	15	東京都中途失聴・難聴 者協会	聞こえと補聴器相談会	36,500円	120
3	10	コミュニケーション・スク エア21	「ノーマライゼーション社会とは？」をテー マとする小中学校の出前講座	200,000円	119
4	8	全国日本語教師会	日本語教師を養成するための講座の実 施	100,000円	117
5	12	NICE(日本国際ワークキ ャンプセンター)	国際ボランティアシンポジウム	200,000円	116
6	6	日本ソーシャル・マイノリ ティ協会	ソーシャル・マイノリティに関するセミナー・ 研修会などの交流会及び啓蒙活動	200,000円	115
7	7	コミュニティファンド・まち 未来	NPO やワーカーズコレクティブ等による市 民活動及び事業を担う人材育成・研修の	200,000円	114

## 協働推進担当

			実施		
8	4	日本医学交流協会医療 団	外食産業の栄養成分表示促進事業	200,000円	112
8	19	難民支援協会	個別の難民、難民申請者への適切な情報提供と助言	200,000円	112
10	1	東京山の手まごころサ ービス	助け合い事業	189,000円	109
10	17	非行克服支援センター	子どもの非行と家族を考える講演会	200,000円	109
12	5	グループ・ハーモニー	高齢者デイサービス施設運営事業・講習 会・ふれあい交流事業	200,000円	107
13	18	水俣フォーラム	区民を対象とした水俣病講座の開催	200,000円	105
14	20	日本公会計支援協会	非営利活動の会計相談、出張窓口の設 置と会計セミナーの開催	200,000円	104
15	9	国際日本語研修協会	日本語ボランティア実践講座	200,000円	101
16	2	日本スタビライゼーショ ン協会	スタビライゼーション教室及びイベントの 開催	153,000円	100
16	13	東京クリーンアップ	都市の落書き消し事業	200,000円	100
18	21	国際ボランティア事業団	NPO 法人マネジメントセミナー	200,000円	96
19	3	ピースリーサポート	p3CUP フットサル大会	200,000円	91
20	14	東京福祉協議会	知的障害者に対するホームヘルプサービ ス・グループホームを中心とする居宅サー ビス事業	200,000円	78
	16	全国骨髄バンク推進連 絡協議会	骨髄バンク公開シンポジウム	127,500円	
合 計				3,806,000円	

## 2 プレゼンテーション実施団体の決定について

プレゼンテーション実施前に事業が終了してしまう「全国骨髄バンク推進連絡協議会」については、審査の対象外とし、上位の9団体をプレゼンテーション実施団体に決定した。



### 3 プレゼンテーションの実施方法について

- (1) プレゼンテーションは、公開とする。
- (2) 1団体の発表時間は5分とし、助成対象事業の内容を中心に説明してもらう。
- (3) 委員からの質問時間は3分程度とする。
- (4) プレゼンテーションの参加人数は、1団体3名以内とする。
- (5) プレゼンテーションの方法は自由とする。

ただし、プレゼンテーション会場には、機器等の設備は用意しない(ただし、ホワイトボードは設置)。パソコン、プロジェクター等の機器の持ち込みは不可とする。

#### 当日の日程

- |        |                                |
|--------|--------------------------------|
| 13時00分 | プレゼンテーション団体受付・事前説明(プレゼン実施順番抽選) |
| 13時30分 | 支援会議開会(委員紹介・座長あいさつ)            |
| 13時40分 | プレゼンテーション開始                    |
| 15時00分 | プレゼンテーション終了(各団体退席)             |

### 第4回協働支援会議(公開プレゼンテーション)

開催日時：平成16年10月15日午後1時から4時 場所：本庁舎第4委員会室  
本庁舎大会議室

出席者 久塚委員、宇都木委員、治田委員、小原委員、伊藤委員、芦沢委員、事務局

#### 1 プレゼンテーション団体への質問事項の検討

事前に各委員から提出してもらった質問事項を団体ごとに取りまとめ、代表質問者及び代表者以外の質問については次のとおりとする。

- (1) 各委員からの質問内容を参考に、各団体に対する「代表質問者」1名は次のとおり。

国境なき子どもたち	〔小原委員〕
東京都中途失聴・難聴者協会	〔宇都木委員〕
コミュニケーション・スクエア21	〔治田委員〕
全国日本語教師会	〔伊藤委員〕
Nice 日本国際ワークキャンプセンター	〔伊藤委員〕
日本ソーシャル・マイノリティ協会	〔宇都木委員〕
コミュニティファンド・まち未来	〔小原委員〕
日本医学交流協会医療団	〔芦沢委員〕
難民支援協会	〔治田委員〕〔順番は抽選により変更〕

- (2) 代表質問後プレゼンの内容から、時間の範囲内で質問のある委員を座長が指名する。質問者は1～2名程度。

## 2 プレゼンテーションの実施

当日、事前の抽選順により9団体がプレゼンテーションを実施

## 3 NPO活動資金助成団体及び助成額の審査

各委員の最終評価による助成団及び助成金の交付額は次のとおり。

順位	申請番号	法人名	事業名	助成申請額	最終得点(175点満点)	助成金交付額
1	15	東京都中途失聴・難聴者協会	聞こえと補聴器相談会	36,500円	128	36,500円
2	19	難民支援協会	個別の難民、難民申請者への適切な情報提供と助言	200,000円	125	200,000円
3	11	国境なき子どもたち	友情のレポーター記録ビデオ配布及び帰国報告会の開催	200,000円	121	200,000円
4	7	コミュニティファン ド・まち未来	NPOやワーカーズコレクティブ等による市民活動及び事業を担う人材育成・研修の実施	200,000円	119	200,000円
5	8	全国日本語教師会	日本語教師を養成するための講座の実施	100,000円	117	100,000円
5	10	コミュニケーション・スクエア21	「ノマライゼーション社会とは？」をテーマとする小中学校の出前講座	200,000円	117	200,000円
7	4	日本医学交流協会 医療団	外食産業の栄養成分表示促進事業	200,000円	112	助成対象外
8	12	NICE(日本国際ワークキャンプセンター)	国際ボランティアシンポジウム	200,000円	100	助成対象外
9	6	日本ソーシャル・マ イノリティ協会	ソーシャルマイノリティに関するセミナー・研修会などの交流会及び啓蒙活動	200,000円	94	助成対象外
合 計				1,536,500円		936,500円

## 第5回協働支援会議

開催日時：平成16年11月26日午後2時から4時 場所：榎町特別出張所

出席者：久塚委員、宇都木委員、治田委員、小原委員、伊藤委員、事務局

## 1 協働事業評価制度について

## (1) 「協働事業チェックシート」事務局案についてについて説明

この「協働事業チェックシート」は、実際に行われている協働事業が具体的にどのような形で基本目標を達成しようとしているのか、基本原則は十分踏まえたものになっているのかをチェックしながら、次の協働事業の検討に活用し、実施の場面で改善につなげるために作成したものです。

協働の中身・質を高めていくためには、お互いにそのプロセスや成果を議論しあって、ひとつひとつ経験を積み重ねていくことが大切です。そのための「ふりかえり」の道具として活用してください。この「協働事業評価シート」のチェックポイントは

## 1 対象とする協働の相手は

協働推進マニュアルにある、特定非営利活動法人（NPO法人）と市民活動団体・ボランティア団体の社会貢献活動団体（NPO）とします。

## 2 対象とする協働事業は

区からNPOへの委託事業（協定書によるものも含む）。

区民・地域団体・NPOなどにより構成される「実行委員会」「協議会」と区との協働事業（区も構成員の「実行委員会」「協議会」も含む。）

NPOと区の共催事業

## 3 誰がチェックして、何のために行うのか

協働を行う担当者（区だけではなくNPOの双方で行います）

何のために行うのか

- ・区民にとって選択性のある、効率的な事業を実施するために。
- ・協働を進めるNPOと区が相互理解を進め、対等な関係を築くために
- ・区民の主体的な活動を推進しコミュニティの形成につなげるために
- ・前例の踏襲や組織の縦割りの弊害など、これまでの区の仕事の内容や進め方を見直すために
- ・様々な主体の自立性を高め役割分担を明らかにするために

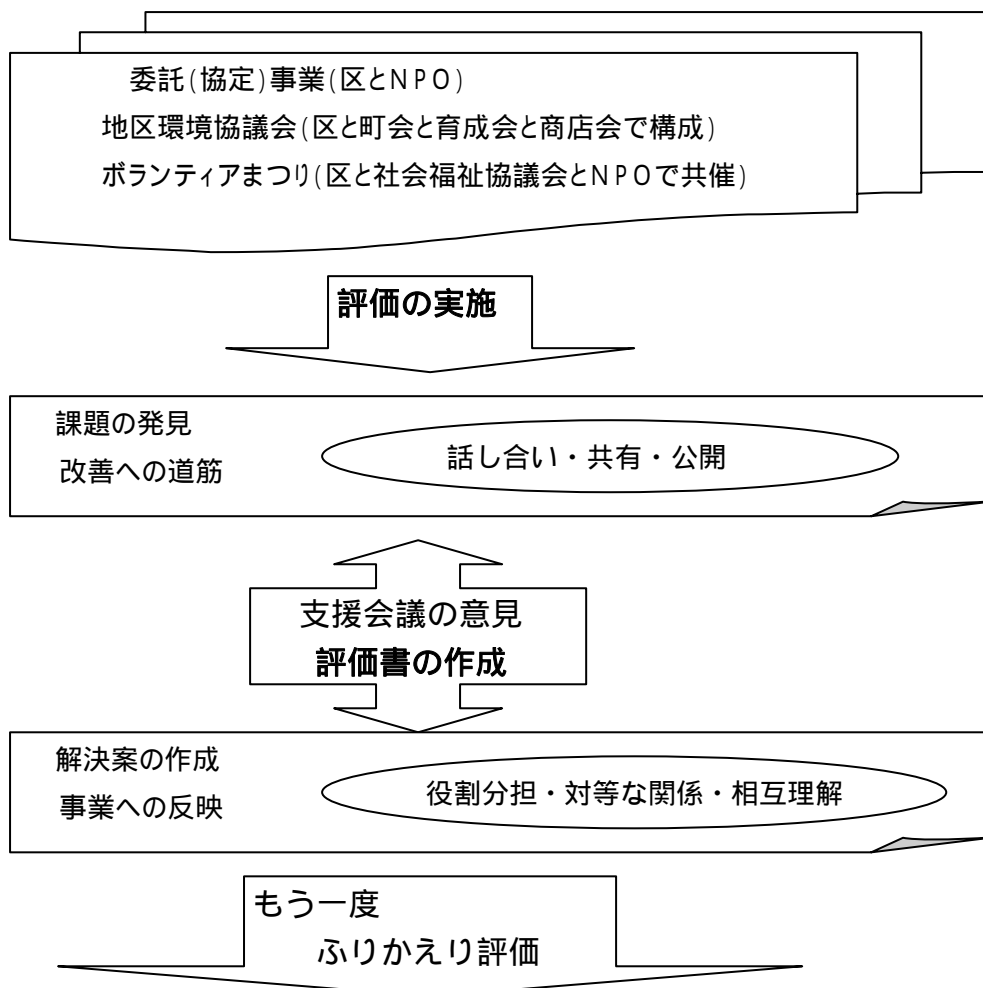
4 協働事業チェックシートを作成したら

作成して終わりではありません。協働事業チェックシートにより協働のパートナーとしてお互いが意見交換を行い、課題を洗い出し改善の道筋を明確にします。また、お互いが気づかない問題点もありますので、チェックシートを元に第三者機関に評価してもらうことが重要です。当面モデル事業評価については、協働支援会議がその役割を担います。支援会議の場において、双方の意見を聴きながらより深い議論を行います。支援会議はそこでの意見を集約し、協働事業評価書を作成します。継続的事业については、次年度以降も評価の対象として、前年度における課題がどのように改善されたかをさらに評価していきます。

5 公開の方法

事業者双方の評価シート及び支援会議の評価書については、広報、ホームページ、パンフレット等により、広く区民等に公開していきます。公開することにより事業の透明性を図り、更なる協働に結びついていきます。

協働事業評価の流れ



・効果的・効率的事業の実施  
・コミュニティの形成・・・・・・・・

(2) 各委員からの意見（シートに取り込む事項等）

対象とする協働事業の内容を明らかにする。

- ・委託、助成、補助などの性格を明示する。
- ・資金、人材や技術面、広報、企画、場所の提供などの区分を明示する。

第三者機関が評価する場合に、活動の結果として最終受益者の評価（意見）がどうなのか、アンケートを実施するなどして把握する必要がある。

協働により区の基本計画事項はどのように進んだのか、内部意識はどのように変化したのか、また、他の部局との関係はどのように変化したのか。

NPOの自立支援に役立ったか。

協働事業として設定した価格の適否、価格設定の基準。

モデル事業の実施。

協働事業の狙いと目標値について明確にしておく。

目標値と協働事業の達成度を明確にする。

期待していたもの以外の成果も記載する。

(3) 次回支援会議で、北山伏子育て支援協働モデル事業「ゆったりーの」のNPO側のシートを記載してもらい検討する。

2 登録NPOの状況とネットワークづくりについて

(1) 登録NPOとの個別ヒアリングの実施状況についての報告

(2) ネットワークづくりに向けての今後の具体的な取り組み

行事等への参加促進

- ・区が行うシンポジウムやフォーラムなどへの参加促進
- ・ふれあいフェスタのイベントスペースを確保し、登録団体の自主的な活動や交流の機会を支援する。
- ・各地域センターの開館まつり等の機会を捉え、登録NPOと地域団体の交流を促進する。

分野別の連絡会の設置

福祉医療、環境、こども、国際などのグループごと、グループ相互の連絡会の設置を呼びかける。

協働ワーキングの実施

ヒアリング内容を区各課に情報提供し、登録NPOと区との協働ワーキングの実施に結びつける。

### 3 平成17年度協働支援会議の審議事項

- (1) NPO活動資金助成の審査
- (2) 協働事業評価制度の検討
- (3) 事業提案制度の検討

### 第6回協働支援会議

開催日時：平成17年2月1日午後1時から3時 場所：本庁舎第4委員会室

出席者：久塚委員、宇都木委員、治田委員、小原委員、伊藤委員、事務局

#### 1 平成17年度NPO活動資金助成について

##### (1) 基本方針

新宿区が取り組むべき課題の解決に向けた事業であること。

NPO がもつ先駆性・専門性を活かした自主的に行う事業活動に対する財政支援であること。

助成により新たな事業のスタート、または、継続的事业のステップアップにつながること。

多くの区民の社会貢献活動の啓発に資すること。

##### (2) 助成事業の実施時期（助成募集要領）

助成対象事業の実施時期は助成決定後の事業に限る。また、助成決定の日から1年以内に事業が終了するものとする。

##### (3) 助成額の上限（規則改正・助成募集要領で規定）

規則改正については上限額50万円とし、17年度については助成規模200万円とすれば、30万円を上限とする。（助成上限額は規則の範囲内で、その年度の助成総額をみて設定する。）

##### (4) 分野指定の寄附金の反映（助成募集要領で規定）

分野指定の寄附金が相当額あるときは、募集の際に分野募集額を設定する。

##### (5) 助成に関する審査基準の変更（要綱別紙改正・規則様式変更）

###### 新審査基準

- |                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ol style="list-style-type: none"><li>(1) 区民のニーズを把握し、需要があること。</li><li>(2) 多くの区民の社会貢献活動の啓発に資すること。</li><li>(3) 事業計画及びスケジュールが実現可能な方法であること。</li><li>(4) 事業の継続性や発展性が期待できること。</li><li>(5) 資金計画に無理がなく、経費が適正であること。</li><li>(6) 自ら資金確保に努めていること。</li><li>(7) 運営の公開性及び透明性に優れていること。</li></ol> |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

審査の具体的内容（各項目における記号番号は申請書の記載項目に対応）

- 区民のニーズを把握し、需要があること。
- ・区民のニーズがあり、需要が見込まれること。 E - 1
- ・区民のニーズの把握が適正になされていること。 E - 1
- ・事業の対象者が適正であること。 E - 2
- ・享受される利益は適正であること。 E - 2
- 多くの区民の社会貢献活動の啓発に資すること。
- ・子どもからお年寄りまでの多世代、地域団体などの多団体の交流の推進に資すること。 E - 3 , F - 4
- ・地域のボランティア活動の広がりに資すること。 E - 3 , F - 4
- ・地域の人材発掘、育成に資すること。 E - 3 , F - 4
- 事業計画及びスケジュールが実現可能な方法であること。
- ・事業実施地域及び場所の設定 C
- ・事業実施期間の設定 D
- ・必要とされる設備及び人員の確保 F - 2
- ・事業活動の内容 F - 1
- 事業の継続性や発展性が期待できること。
- ・助成により新たな事業のスタート、または、継続的事业のステップアップにつながる。 A , F - 1
- 資金計画に無理がなく、経費が適正であること。 B , G
- 自ら資金確保に努めていること。
- ・事業報告書及び収支計算書により審査
- 運営の公開性及び透明性に優れていること。
- ・ホームページの立ち上げの有無
- ・事業内容及び収支内容の公開性

#### (6) 審査の方法

一次審査 書類選考

二次審査 プレゼンテーション

それぞれ、上記審査項目を点数評価して助成団体を決定する。

審査項目の各配点については、継続審議事項とする。

#### (7) 助成対象経費（規則様式変更）

- ・講師謝礼等の経費については、計上できる額に上限を設ける。  
Ex. 時間単価 1 万円、1 日あたりの上限額を 3 万円を限度とする。

- (8) 助成事業の地域センター会議室の利用（要領新設または起案決定）  
助成事業の実施については、地域センター会議室を優先的に利用できる規程を設ける。
- (9) 平成17年度助成事業終了後、助成団体による事業報告会を行う。  
（登録団体、一般区民にも呼びかける。）
- (10) 平成17年度NPO活動資金助成の日程予定
- |                 |                                |
|-----------------|--------------------------------|
| 4 / 5           | 助成募集案内（広報）                     |
| 4月中旬            | 助成説明会開催                        |
| 4 / 18 ~ 5 / 20 | 助成申請募集期間                       |
| 5月下旬            | 書類選考（1次審査）<br>第2回協働支援会議        |
| 6月中旬            | プレゼンテーション実施（2次審査）<br>第3回協働支援会議 |
| 6月下旬            | 助成決定                           |
| 6月末             | 助成金交付                          |

## 2 協働事業評価制度について

北山伏子育て支援協働モデル事業「ゆったりーの」のNPO側シートをもとに審議を行う。

委員の意見を反映したシートに修正し、来年度の支援会議にて事業者側作成のシートと併せ「モデルケース」として検討していく。

## 3 登録NPOとネットワークづくり（事務局報告）

テーマ別登録NPO意見交換会(案)を示し、その第1回として、2月18日(金)10:00から「子どものために、地域で何ができるか」というテーマで開催する旨事務局から報告。今後、各テーマ別の意見交換会を開催し、ネットワーク化を図っていく。



登録NPO等との会議

NPO活動資金助成に関する説明会（登録の方法・助成制度）

平成16年7月21日 第二分庁舎1 - 会議室

「協働推進基金」新宿区登録NPOと区長との懇談会

平成16年8月31日 本庁舎大会議室

新宿区登録NPOに対する説明会

平成16年10月28日 第二分庁舎1 - 会議室

新宿区登録NPO意見交換会

テーマ「子どもたちのために地域で何ができるか」

平成17年2月18日 第一分庁舎職員研修室